

鹿屋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則

鹿屋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年鹿屋市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ」を削り、「特定職に」を「任命権者を同じくする職に」に改める。

第16条第1項中「であって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの」を削る。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。